

第 10 回大阪 P C B 廃棄物 処理事業監視部会

平成 30 年 2 月 28 日 (水)

13:00~15:00

於：此花会館

3階 大ホール

第 10 回 大阪 P C B 廃棄物処理事業監視部会

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議題
 - (1) 大阪 P C B 廃棄物処理事業の進捗について
 - (2) 環境モニタリング調査について
 - (3) P C B 廃棄物の早期処理に係る国の取組等について
 - (4) その他
4. 閉会

○棚橋係長（司会）

定刻となりましたので、ただいまから「第 10 回大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会」を開催させていただきます。

本日は、有識者の方々をはじめ皆様方におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。議事に入りますまで、本日の進行役を務めさせていただきます大阪市環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループ、棚橋でございます。よろしくお願いいたします。

部会の開催に当たりまして、傍聴の皆様には、あらかじめお配りいたしました遵守事項に従っていただきまして、お静かに傍聴していただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、事務局の大阪市を代表いたしまして、大阪市環境局環境管理部長の岩橋からご挨拶をさせていただきます。

○岩橋部長（大阪市）

皆さん、こんにちは。大阪市の環境管理部長をしております岩橋でございます。

本日は、有識者の皆様、環境省をはじめ関係者の皆様には、大変お忙しい中、大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、平素は本市の環境行政各般にわたりまして、ご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をおかりして厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は、平成 29 年度の第 2 回目の監視部会でございますが、これまで有識者の皆様から貴重なご意見やご指導をいただくとともに、関係者の皆様のご理解とご協力によりまして、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、通称 JESCO の大阪 PCB 処理事業所におけます近畿 2 府 4 県内の PCB 廃棄物の処理は、平成 18 年 10 月に操業が開始されて以降、おおむね順調に進められております。

しかしながら、大阪 PCB 処理事業所の計画的処理完了期限が平成 33 年度末、そして、昨年度の PCB 特別措置法の改正で保管事業者による処分期間が平成 32 年度末とされる中、現在もなお高濃度 PCB 廃棄物の処分を委託していない事業者、あるいは高濃度 PCB 使用製品を使っている事業者も存在しており、期限内処理の達成は容易な状況ではありません。

大阪 PCB 処理事業所におかれましては、今後も引き続き計画的に搬入処理を行い、また施設の維持管理に万全を期して、高濃度 PCB 廃棄物の処理が滞ることのないよう、改めてお願いをいたします。

一方、北九州事業エリアでは、変圧器、コンデンサ等の処理期限が来月末に迫ってきております。近畿エリアにおきましても、当該エリアで行われている取り組み等を参考にし、さらに発展させる取り組みを確実に進めていく必要があります。

大阪市では今年度から PCB 廃棄物処理促進のために専任の係長級職員を配置し、いわ

ゆる掘り起こしの強化を図っております。本日もご出席の自治体におかれましても、掘り起こしの一層の強化に努めていただきますようお願いを申し上げます。

今後も高濃度 PCB 廃棄物及び PCB 使用機器を使用、保管している事業者に対しまして指導を強化いたしますとともに、本日もご集まりいただきました近畿 2 府 4 県 14 市を含めた関係地方公共団体、あるいは電気保安関係団体をはじめとした事業者団体などと連携、協力をさらに強化して、一日でも早く、確実かつ適正に処理が完了するように努めてまいります。

そのためには、毎回申しておりますが、この大阪 PCB 処理事業所の稼働状況について、地元の皆様方をはじめ関係者にご理解を深めていただくことが大変重要でございまして、本監視部会は、客観的な立場から事業の安全性が確保されていることを確認していただく場であると同時に、情報公開の場としても重要な役割を果たしているものと考えております。

本日の部会でございますが、議題は「大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗について」「環境モニタリング調査について」「PCB 廃棄物の早期処理に係る国の取組等について」となっております。本日の監視部会においていただきましたご意見を踏まえまして、引き続き PCB 廃棄物の早期適正処理や周辺地域の環境保全、施設の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

○棚橋係長（司会）

続きまして、本日は、環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課から奥山企画官及び今井課長補佐に、また、環境省近畿地方環境事務所からもご出席いただいております。それでは、ご挨拶をいただきたいと存じます。

○奥山企画官（環境省）

ただいまご紹介いただきました環境省 環境再生・資源循環局で担当の企画官をしております奥山でございます。

本日もご出席の皆様におかれましては、日ごろより PCB 廃棄物の処理の推進にさまざまな角度から格別にご協力、ご理解を賜っております。この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

さて、岩橋部長からの先ほどのお話にもありましたけれども、当地域におきます高濃度 PCB 廃棄物の処分期間というのが平成 33 年 3 月末までということになってございますけれども、全国で最も早く期限が到来いたします北九州事業エリアの変圧器とコンデンサ、これらにつきましては、あしたで 3 月 1 日ですので、残り 1 カ月という状況となっております。自治体や地方環境事務所などの関係者が個々の事業者に対して最後の追い込みという形で行っている状況でございます。

この大阪事業エリアにつきましても、この事業監視部会で日ごろからご確認いただい

ております安全な処理の推進というのが大前提ではございますけれども、同様に残された時間を意識して計画的に取り組みを進めていく必要があると考えております。

環境省といたしましても、今年度から始めました地方環境事務所の体制の強化、それから専門家派遣等の自治体支援の取り組み、こういったものを来年度はさらに拡大していきたいと思っております。こうした施策を最大限に活用していただいて、PCB 廃棄物の早期処理に努めていただきたいと思いますと考えております。

本日は、この監視部会でもそういった早期処理に係る国の取り組み等につきまして後ほどご説明をさせていただきたいと思っております。

環境省としては引き続き皆様と連携を図りまして、この PCB 廃棄物の処理を一日でも早く、安全かつ確実に進めてまいりたいと思っております。本日は、皆様の活発なご議論をよろしくお願いいたしまして、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○棚橋係長（司会）

ありがとうございました。

続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思えます。まず、議事次第でございます。続きまして、表裏 1 枚物の出席者名簿でございます。本日なんですけれども、堺市さん、尼崎市さん、奈良市さん、出席される方が変更になったということ聞いております。また、姫路市さんにおかれましては、他の公務が多忙でございますので、やむを得ずご欠席ということでお聞きしております。最終確定いたしました出席者名簿に関しましては、事務局で取りまとめさせていただいた上で、後日お知らせさせていただきたいと考えております。

資料の確認に戻らせていただきまして、続きまして、配席図でございます。続きまして、議題（1）に係ります JESCO の資料といたしまして、まず資料 1-1「大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況について」。2 つ目に資料 1-2 でございますけれども、左肩 1 点どめ、ホッチキスどめのものでございますけれども、「大阪 PCB 処理事業所の長期処理計画について」。続きまして、左肩、これも 1 点どめでございますけれども、資料 1-3「大阪 PCB 処理事業所の長期保全の取り組みについて」でございます。続きまして、議題（2）に係ります大阪市の資料といたしまして、資料 2「平成 29 年度環境モニタリング調査について」でございます。最後に、資料 3-1「PCB 廃棄物の早期処理に係る国の取組」、資料 3-2「PCB 廃棄物等の掘り起こし調査の効率化・加速化支援業務実施状況」、資料 3-3「平成 29 年度 PCB 使用安定器掘り起こしモデル調査について」となっておりますのが環境省さんの資料でございます。本日の資料は以上でございます。資料の配付漏れ等はないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

部会長であります大阪市、有門産業廃棄物規制担当課長が議事進行することとなりま

すので、有門課長、よろしくお願いいたします。

○有門課長（大阪市）

どうも皆様、こんにちは。大阪市環境局で産業廃棄物規制担当課長をしております有門でございます。よろしくお願い申し上げます。

今回、今年度2回目の公開でのPCB監視部会ということでございます。平成25年度からこの形と申しますか、近畿2府4県の20自治体が参加する形で排出事業者等の規制をやっていただく皆様方が一堂に会して、この監視部会をやっていくということで、平成25年度からやってございます。丸5年たとうとしてございまして、年2回、公開の場でやってございますので、ちょうど10回ということに相なることとございます。毎回申し上げて恐縮でございますけれども、この公開の場での部会、拠点的広域処理、PCBの広域処理にとりましては大変不可欠なものであると考えてございます。車の両輪と申しますか、ほんとうにJESCOでの計画的処理完了期限を全うするための処理ラインをとめるようなことがないように、くれぐれも万全を期していただきたいことと、それから、それぞれの自治体におかれましては、計画的処理完了期限は絶対に延長できない、絶対に守らなければいけない期限でございますので、多量に今持っておられる排出事業者等のご指導につきましても、影響が出ないように万全を期していただきたいと考えてございます。

すいません、座らせていただきます。

すいません、前置きが長くなって恐縮でございますが、それでは、議題のほうに入らせていただきます。

それでは、議題の(1)でございます。大阪PCB廃棄物処理事業の進捗についてということでございまして、中間貯蔵・環境安全事業株式会社からご説明をお願いいたしますが、ちょっと資料のほうは資料の1-1、1-2、1-3でございまして、前半と後半に説明を分けていただければと思っております。

前半のほうは資料1-1の18ページまでの4番の作業従事者の健康管理までを前半ということで、まずお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○青木所長（JESCO）

かしこまりました。皆さん、ご安全に。JESCOでございます。失礼ながら座って資料のご説明をさせていただきます。

資料の内容につきましては、前回の監視部会の資料の内容と同様でございますが、この資料に沿いまして操業の状況ご報告をさせていただきます。

前回の部会では昨年の6月末時点、6月末の処理の実績をご報告させていただきました。そして、本日の部会では昨年の12月末時点での処理の状況、操業の状況をご報告させていただきます。前回の監視部会から8月と9月は例年の定期点検工事、約2カ月間

を実施しました。そして10月から下期の操業を再開したところでございます。

それでは、右肩の資料の番号が1-1、表題が「大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況」1ページ目からご説明させていただきます。

まず1番目、操業状況の搬入の実績でございます。

私どもの施設、平成18年10月に操業を開始しまして、本年平成30年で丸12年ということになります。そのトランス、コンデンサ、廃PCB等の搬入の台数と搬入率をまず1ページ目に記載してございます。

最初の行から申し上げます。昨年の12月末までのPCB廃棄物の搬入実績、トランスが2,550台、今回から前回の監視部会での処理台数も参考ということで記載させていただきました。昨年の6月末時点は2,524台でございますので、単純に引き算しますと、トランスにつきましては26台の増加になっています。同様にコンデンサが7万2,692台、昨年の6月と比べますと約3,000台の処理が増加しております。廃PCB等、これが1,426本、前回同様約100本の処理が増加しております。これらを進捗率で申し上げます。進捗率は下2行目に記載してございます。進捗率、トランスでは約91%、昨年の6月では90%、コンデンサにつきましては97%、廃PCBにつきましては88%の搬入が進んでおります。少しずつ進捗をしているところでございます。

このページの上の方、表-1です。年度別の搬入の実績、台数を記載してございます。上段がトランス類、真ん中の段がコンデンサ類、下段が廃PCB等でございます。それぞれ18年度から2府4県と大阪市のそれぞれの搬入台数等を記載してございます。各段の一番下に搬入の実績、パーセントでもって各県の搬入率を記載してございます。

上段のトランス類から申し上げます。全体では91%ということで、大体9割ぐらいの搬入率が各県から進んでいます。真ん中のコンデンサでございます。全体では、右端に数字を記載してございますが、96.7%ということで、大体各県90%以上の搬入率でございます。この表の一番下の段、廃PCB等、具体的に申し上げますればドラム缶とかペール缶に入っているPCB油のことを指しております。こちらにつきましては、ちょっと各県ごとに差異はございます。40%という数字もございますが、全体としては87.6%という搬入率でございます。少なくとも昨年の6月と比較すれば確実に搬入が進んでいるということをご報告させていただきます。

ページをめくっていただきまして、裏のページになります。2ページ(2)中間処理実績でございます。

最初の1ページ目が施設に搬入された台数、進捗率でございますが、このページは施設内でPCBを無害化した後の中間処理の実績でございます。ページの前半に説明文を書かせていただきました。最初の4行が処理台数、処理率でございますので、先ほど申し上げた搬入台数、搬入率とそれほど相違はございません。

中段から最近のトランスとコンデンサの特徴と申しますか、状況を簡単に文章化してございます。こちらにつきましては、3ページをごらんいただきまして、グラフを少し説

明させていただきたいと思います。

3 ページの上段にグラフが 4 つございます。それぞれトランス類、コンデンサ類、廃 PCB 等、受託 PCB 処理量の 4 つのグラフでございます。それらの 18 年からのそれぞれ処理重量と処理台数を記載してございます。折れ線グラフが重量、棒グラフが台数でございます。

全体をごらんいただきますと、最近は少し右肩下がりというふうな感じになります。進捗率が 8 割、9 割になってまいりますと、残り物が処理の難しいもの等が存在していますので、全体の傾向としては少し右肩下がりとなっています。これは私どもの 5 施設、5 事業所とも大体このような傾向を示しております。

今回のこのグラフの作成につきましては、前回のグラフとつくり方を少し変えました。具体的に申し上げますと、トランス類の 29 年度のところを参考例ということで申し上げます。折れ線グラフにつきましては、実線と点線を記載してございます。そして棒グラフは色塗りと白抜きを記載してございます。実線につきましては、昨年の 12 月末の実績です。点線につきましては、年度末 3 月までの処理見込み数量を点線で記載してございます。同様に処理台数も、色塗りの棒グラフが 12 月までの処理台数、処理の実績でございます。白抜きを加えたものが 3 月の見込み数ということで、それぞれトランス、コンデンサ、廃 PCB 等、そのような表のつくりになっております。

全体としては、先ほど申し上げたように少し右肩に下がっているんですが、トランスの処理重量が前年比、平成 28 年度と 29 年度を見ますと、少し線の傾き度合いが急になっているというのが、このグラフから確認ができるかと思えます。これにつきまして少し説明をさせていただきたいと思います。

まず、平成 29 年度の処理重量、処理台数が昨年を下回った理由としましては、処理が進んできたということで、PCB を持たれている保管事業者数が絞られてまいりまして、対象事業者数が減って、対象台数が相当減ってきたというのがまず 1 つの要因でございます。

そして、もう 1 つの要因がございまして、前年度、平成 28 年度の処理重量が、たくさん処理したということがわかります。28 年度のトランスの重量が 300t を超えるような数字になっております。これにつきまして調べましたところ、電鉄会社関係の 1 台 20t クラスの大きなトランスを昨年は 5 台処理いたしました。それだけで 100t 以上まいります。今年度はあまり大きなものが処理していませんので、今年度が少ないというよりも、前年度が 20t クラスの大きなトランスを多く処理したということです。

次に、右図のコンデンサ、これは毎年同様な傾向でございます。平成 24、5 年をピークといたしまして、少しずつ処理台数は下がっているところがございますが、このコンデンサのグラフにつきましてご説明させていただきますと、1 台当たりの平均の重量が下がってきているというのが最近の特徴です。私どもで総ざらい活動等を進めてまいりますと、やはり新規に登録されるコンデンサは小型物、大体 10kg 未満程度のものが新規登録されます。それらのものがここ何年間、処理が進んできたということで、1 台当たりの平均重

量が下がってきているというのが最近の特徴でございます。

参考までに、平成 25 年時のコンデンサの平均重量を単純計算しますと、平成 25 年度は 54kg ぐらいのコンデンサが平均になります。平成 28 年度は 33kg、平成 29 年度は 30kg ということで、今後もこのような傾向が続くのではないかと推測しております。

左下図の廃 PCB 等でございます。これらにつきましては、平成 25 年ほどまでにドラム缶に含まれている廃 PCB 等の処理が進みました。その関係で 26 年からはペール缶とか試薬瓶等が中心となってきました。そのため処理重量につきましては、26 年度から少し下がりはじめています。ただ、ここ 2、3 年、いろんな大学や研究機関が保管しています試薬瓶、ペール缶等の処理量が増えてまいりました。29 年度は前年と比べまして処理重量、処理台数が増えている状況でございます。

そしてもう 1 つ、右下のグラフでございます。受託 PCB 処理重量です。折れ線グラフがトランス、コンデンサ等の総重量、PCB 油、絶縁油、缶体、中身等を含んだ総重量が折れ線グラフでございます。棒グラフがその中の純 PCB 量、私どもで脱塩素化分解した純 PCB 量を棒グラフに記載してございます。このグラフ全体をごらんいただければ、大体トランス、コンデンサの全体傾向をこのグラフで示しているということが確認できるかと思えます。

続きまして、3 ページの真ん中に入ります。払い出しの実績でございます。

PCB、トランス、コンデンサを処理しますと、PCB を無害化した後も普通の廃棄物を払い出すこととなります。具体的には、払出物は有価物と廃棄物がございます。有価物につきましては、代金をいただいて払い出すもの、無価物につきましては、代金を支払って処理する廃棄物でございます。表 3 にそれらの 18 年度からの払出量を記載してございます。この表の上段が有価物、劣化溶媒、鉄等、それらが有価物になります。表の下段、こちらが産業廃棄物ということで、塩酸、ビフェニル、トリクロロベンゼン、これらのものを産業廃棄物として外に払い出すところでございます。大体の数量につきましては、PCB の処理量に比例をしているということを申し上げさせていただきます。

4 ページになります。最初の表が再資源化の方法です。私どもの施設から出されるものは、有価物であれ、産業廃棄物であれ、最終処分場には持っていかない、全て再資源化を JESCO の方針として進めているところでございます。表 4 はそれらの産業廃棄物の再資源化方法を具体例として記載してございます。工業用燃料や路盤材等で再資源化を進めているところでございます。

次に (4) エリア間移動による効率的な処理の推進でございます。こちらの数字は毎年ご報告をさせていただいているところでございます。皆さん、ご存じのように平成 26 年 6 月に PCB 処理基本計画の改正が行われました。その中で、私どもの JESCO の 5 施設の相互間利用を進めようということを計画しました。相互の利用によって確実に PCB 処理を進めようという計画でございます。

他地域から大阪事業所に持っていくもの、2 府 4 県の大阪地域から他事業所に持って

くものがございます。この表の左欄の上から3つ、まず上段の新幹線車載トランス、そして特殊コンデンサの北海道エリアと豊田エリア、これらにつきましては、他の地区から大阪事業所で処理します。そしてこの表の一番下、PP コンデンサ、コンデンサの紙素子のかわりにポリプロピレンが使用されているコンデンサでございます。このPP コンデンサは2府4県から豊田事業所に持って行って処理をするということでございます。

新幹線車載のトランスにつきましては全体で30台を大阪事業所で処理する計画でございます。処理計画としましては、平成30年度までに処理が完了する予定でございます。北海道と豊田地域から持ってまいります特殊コンデンサにつきましては、それぞれ500台を計画してございまして、これらにつきましては、平成32年度までに処理が完了する予定でございます。そして一番下のPP コンデンサにつきましては、大阪地区から豊田事業所に持っていくものは全体で6,000台を予定してございまして、これにつきましては平成30年度で処理完了という計画をしております。大体計画的に処理が進んでいると考えております。

5ページ目に入ります。こちらは運転廃棄物でございます。

先ほども申し上げました廃棄物量は、PCBを含んでいないものでございます。トランスとかコンデンサが発生源のものでございます。5ページに記載してあります運転廃棄物は処理工程から発生するものでございます。PCBを含んでおります。具体的には、作業員が着用します化学防護服、排気処理で使用します活性炭、セーフティーネット等で使用する活性炭、定期点検時に配管類を洗浄します廃アルカリ類、これらのものが工程から発生することになります。これらのものはPCBを含んでいますので、PCBの濃度によって処理先を決めています。

この表の上段水色の欄にそれぞれ無害化認定施設、自所処理、他事業所という記載がございます。これらはPCBの濃度によって区分してございます。無害化認定施設というのは、PCB濃度5,000ppmを下回るものは無害化認定施設で処理を進めるということでございます。国内には約30カ所ぐらいの無害化施設が環境省さんから認定されておりますので、それらの施設に持って行くものでございます。次に5,000ppmを超えるものにつきましてはJESCOしか処理ができませんので、自所処理か、または他事業所に持って行って処理するものでございます。他事業所というのは、東京事業所、北九州事業所でございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げました地域間移動でございますので、平成27年度から東京事業所と北九州事業所に持って行って、これらのものを処理しているところでございます。

東京事業所につきましては平成28年度がゼロになっておりますが、東京事業所で設備の改善工事等がございまして、東京事業所は平成28年度の処理が進みませんでしたけども、29年度からは計画どおり東京事業所に持って行っていただいております。

この表の一番下が平成29年12月までの総台数、総重量でございます。この二重線の下にそれぞれ実績の本数、重量、PCB処理量を記載してございます。この数字をごらん

なっていただきますように、数字的には無害化認定施設での処理、並びに今後の計画も無害化認定施設を中心にこの運転廃棄物を処理するという計画でございます。

以上が運転廃棄物の処理実績でございます。

6 ページ目から環境モニタリングの実績でございます。

環境モニタリングは排出源モニタリングと周辺環境モニタリングでございます。

排出源モニタリングは、私どもの建物や敷地境界の出口で測定したものでございます。まずは排出源モニタリングからご報告させていただきます。

まずは排水でございます。排水につきましては年1回測定をしております。昨年の6月に測定を行い、前回の監視部会でもご報告をさせていただきました。6月の雨水の測定につきまして、自主管理目標値を下回っていたんですが、少しダイオキシンが高いところがございます。前回の監視部会でご報告させていただきました。それらの場所は全部で6地点ございました。その6地点につきましては、ますの清掃を実施いたしまして、10月に再測定をさせていただいたところでございます。ますの清掃前、清掃後につきましては、この写真、このページの一番下に記載してございます。そのようなますの清掃をした後、測定した結果につきまして、この表の真ん中辺の二重線の中に記載してございます。

この表で申し上げますと、下のほうに東棟の敷地境界の雨水①、②、③というところが再測定としてございます。①につきましては前は1.5で今回は0.37、②は2.2から0.85、③につきましては3.3pgから0.15pgということで、数字が下回っているということをご報告させていただきます。

7 ページ目が騒音・振動。騒音・振動も同様に年1回、6月に測定しております。こちらの騒音・振動につきましては、前回の部会でもご報告させていただきました。全ての測定におきまして維持管理値を下回っていることで、各々の説明は割愛させていただきます。

ページをめくっていただきまして、8 ページ目になります。次に排気の測定でございます。

排気につきましては、年2回測定しております。PCBとダイオキシン等を測定しております。今回は29年12月の測定結果が出ましたので、その測定結果を表に記載してございます。総論から申し上げますと、全ての測定地点、全て自主管理目標値を下回っているところがございます。

この表で黄色の網掛けの欄があります。これは1年半前のこの監視部会でもご報告させていただいたんですが、排気の種類によって、基準値は下回っていますが、少し高目の濃度が検出されたというところがございます。28年6月の測定で少し高目の測定結果が出たところがございます。それらにつきましては、活性炭を交換したり、配管内を清掃、洗浄したりいたしまして、再測定をすることにしました。そのような清掃結果、洗浄の結果によりまして、それ以降、数字は下回っているということを確認することができました。

具体的に申し上げます。9 ページに表-9-2、東棟の建物から出る排気です。⑤番が黄

色で網かけしてございます。⑤番、排気口東 No. 2-1、H₂ ガスベント A というところがございませう。そこの 28 年 6 月の測定結果、PCB とダイオキシンの測定結果をごらんください。28 年 6 月の PCB は 0.0077、ダイオキシンが 0.021 で、自主管理目標値に近い数字が示されました。これらにつきまして配管等の洗浄を進めた結果を数字で確認できるかと思ひます。

以上が排気でございます。

10 ページ目から、周辺環境のモニタリングになります。私どもの施設の周囲で測定した結果でございます。

この周辺環境モニタリングは年 4 回測定してひます。春、夏、秋、冬でございます。前回の監視部会は昨年の春の測定結果をご報告させていただきました。それ以降夏と秋の測定の結果がひましたので、今回ご報告させていただきます。この表の中段に夏、下段に秋の結果を記載してひます。環境基準値が目標となりますので、この環境基準値を十分に下回っていることが確認できました。

11 ページに入りまして、周辺環境モニタリングの操業当時からの経年変化をこの表に記載してひます。周辺環境モニタリングは年 4 回測定しますので、年 4 回の平均値を各年度ごとに記載してひます。各年度、環境基準値を下回っているということはこの表で確認できます。上段が PCB、中段がダイオキシンでございます。

そして、11 ページの一番下が臭気測定結果です。昨年の 10 月に測定しました悪臭物質の測定の結果がひましたので、それぞれ臭気指数並びにアセトアルデヒド、そしてトルエンの数字をご報告させていただきます。いずれにしましても維持管理値を下回っているところでございます。

12 ページが測定場所でございます。

参考までに申し上げますと、上段に①とかⒶ、Ⓑ、Ⓒとか書かれていますけど、雨水につきましてはⒷが測定箇所でございます。私どもの敷地の境界出口で雨水を測定しているところでございます。

そして 13 ページ、14 ページが私どもの排気ラインの系統図でございます。この辺の資料は毎回添付させていただいてひますので、一つ一つの説明は割愛させていただきます。

作業環境測定結果につきまして説明させていただきます。15 ページに入ります。

先ほど申し上げている環境のモニタリングは、水質汚濁防止法とか大気汚染防止法等の環境法令に基づいてモニタリングを進めておりますが、作業環境測定というのは、私どもの作業員が建物内で操業している場所の部屋の中の空気中の PCB とダイオキシンでございます。それを測定することを作業環境測定といひます。作業環境測定結果は環境法令ではなくて、労働安全衛生法、労安法関係に基づきまして測定を進めていることでございます。労安法に基づきまして年 2 回、PCB とダイオキシンを測定してひます。

PCB に直接触れる可能性がある大型解体室と小型解体室が労安法に基づく作業場所でございます。これらに加えそれ以外の場所も毎年、年 2 回測定しているところでございます。

す。管理濃度はPCBは0.01mg/立米、ダイオキシンは2.5pg・TEQ/立米でございます。年2回測定していますので、今回は11月分の測定結果をご報告いたします。

15 ページの表は大型解体室、小型解体室、法定作業場の操業年度からのPCB濃度、ダイオキシン濃度です。それぞれPCB、ダイオキシンの経年変化をこのグラフに記載してございます。PCB、ダイオキシンにつきましても、一時期、平成22年とか25年ごろに少し高目の数字はございますが、ここ数年は基準値を下回って、横ばいもしくは漸減傾向ということで、作業環境濃度は良好に保たれているのではないかと考えております。

ダイオキシンにつきましては、少し作業環境濃度、2.5pgを超えている場所がございます。これらの結果はページをめくっていただきまして、16 ページに全測定場の濃度を数値で記載してございます。黒字が目標値を下回ったもの、赤字が目標値を超えてしまったものがございます。PCBが全て0.01を下回っていますが、ダイオキシンは作業場により2.5を超えるような結果になっています。ダイオキシンの2.5というのは大変厳しく、下回ることが難しい状況です。これらは私どもの5事業所、全事業所そのような状況にあります。作業員の健康管理のため、このようなところとはとにかく上昇をさせないこと、そして、どうしても2.5を超えるような場所は作業管理、例えばマスクの徹底、手洗いの徹底、入室時間の制限等を進めまして、作業員の健康管理を進めてまいりたいと考えております。

17 ページに入ります。こちらは作業環境の改善対策ということで、作業中のPCB濃度を削減するためには、作業員の活動ではなくて、やはり設備の改善をすることが第一でございますので、17 ページに各部屋の設備改善状況を記載してございます。大半のものが完了しています。ここに書かれた内容は前回の内容と同様でございますので、一つ一つの説明は割愛させていただきます。

そして前半部の最後になります。18 ページ、作業従事者の健康管理ということになります。私どもの施設で働く作業員の健康管理です。労働安全衛生法に基づきまして、定期健康診断を年1回、それ以外にPCBを取り扱うということで、特殊健康診断を年2回しております。また自主測定ということで、血液中のPCBとダイオキシンの測定をしております。血液中のPCBの管理値は25ng/g-血液ということで、1gの血液中に25ngのPCBを含むというのが1つの目安値でございます。簡単に申し上げますと、1ngというのは50mプールに角砂糖が1つくらいの量でございます。作業員全員が25ngを下回っております、健康上の問題はございません。

次に、ダイオキシンでございます。ダイオキシンにつきましては、目安値というものがございませんので、これにつきましては、一般の生活をしている人たちのダイオキシンの測定結果を環境省さんで毎年次報告しています。この結果を1つの目安値としまして、JESCOの測定結果と比較しています。環境省さんの報告された値は、このページの下から4行目、0.39から56pgでした。JESCOが測定した結果は44pgで、環境省さんのデータの範囲内ということを確認しております。

これらの結果をJESCO内に専門家による委員会を設置し、ご報告し、ご指導をいただいています。作業従事者の健康を第一に処理場の作業環境管理を進めてまいりたいと思います。

少し時間が長くなってしまいましたが、前半部分は以上です。

○有門課長（大阪市）

ありがとうございます。

ただいまのJESCOの説明に対しまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

上野先生。

○上野外部有識者

1点なのですが、質問ではないんですけども、最後の18ページの作業従事者の健康管理なのですが、特に血中のモニタリングとといいますか、生物学的なモニタリングとしては非常に重要な指標だと思っております。これは毎年1回6月に測定されていますが、特に高い方がおられるということで、おそらくまた来年度の6月ぐらいをめどに測定されると思うんですけど、特にそういった高い方のいわゆる追跡等も含めて、ちょっと来年度にまたご報告いただければと思います。

特にこういう高い方が実際の作業管理と関係しているのかどうか、特にその辺は先ほどの作業環境測定の結果でも、特に解体室とか抜油室とか非常に高いので、そういった作業環境と非常に関係しているのかどうかですね。その辺は特に重要ななと思っておりますので、特にその辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。私からのお願ひということで、よろしくお願ひします。

○有門課長（大阪市）

よろしいですか。特に何か。

○青木所長（JESCO）

高目に出た作業者につきましては、必ずまずヒアリングを進めまして、どのような作業をしていたのか、マスクの装着状況はどうか、手洗い状況はどうかということを確認しまして、その作業に携わった人たち全員に確認をいたします。なぜ上昇したのかという原因を調べまして、それと同時に注意喚起を行います。状況により作業がえを行い様子を見るということもあります。先生がご指摘いただいたように、毎年測定を進めてまいりまして、経年の状況を調べて健康管理を進めてまいります。

○有門課長（大阪市）

ありがとうございます。

ほかにご質問等ございましたら。

中地先生。

○中地外部有識者

中地です。

2点ありまして、1つは1ページの操業状況のところ、搬入実績なんです、期限内での処理を完了しようということ、廃 PCB 等で和歌山県が 41%と搬入実績がかなり悪くて、今年度も実績がないわけなんです、本数自体はそんなに多くはないので、すぐに全事業者さんが出されれば処理はできるんだろうと思うんですけども、その辺何か事情があるのであれば、ご説明願いたいというのが1点と。

あと、2点目は、16ページの作業環境の測定結果なんですけれども、基本的に5月と11月とに測定されていて、気温の関係で5月のほうが濃度が高く、11月のほうが濃度が低いというのが一般的な傾向としてあるわけですが、今回、西棟の1階の大型解体室の1というのが春の5月よりも高く、前年の11月の2倍あると。2年前に、測り直しされていますから清掃か何かされているんですけども、それと同じぐらいのレベルになっているので、この辺何か事情があるんでしょうか。

以上です。

○有門課長（大阪市）

よろしいですか、JESCO さん。

○桑原課長（JESCO）

まず最初の和歌山県さんの廃 PCB 油でございますけれども、この件に関しては大手保管者さんが、私どもの中では不明油というふうに呼んでいるんですけども、単純な油であれば、コンデンサであれば 100%、トランスであれば 60%の濃度ということなんですけれども、熱媒体油等を抜き出して、いろんな油と混じっているというようなものがございまして、これに関しては営々と調査を続けておりまして、ほぼ現時点で処理のめどがもう立ったということですので、来年度以降、順次計画的に受け入れていくというような形になりますので、順次処理が進むというような形でご理解いただければと思います。

以上です。

○有門課長（大阪市）

2点目のご質問につきましてはいかがでしょう。

○青木所長（JESCO）

先生のご質問は 16 ページの表-14、作業環境測定結果でございます。その大型解体

室、真ん中よりも少し上に大型解体室のダイオキシンが少し高目の数字に出ているということで、平成 29 年 11 月と 28 年、一連の 11 月のまでのその辺の数値の比較等を比べましてどうなのかというご指摘、ご質問かと思えます。

私ども、分析の業者に測定を委託しまして、作業環境評価書というものを報告いただきます。その評価書を確認いたしますと、29 年 11 月、28 年 11 月の作業状況の内容というのは、評価書上からは、作業内容の違いというものには特に見当たらず、どちらもトランスを解体している作業で、作業内容の違いはございませんでした。

次に、温度を調べたところ、両方とも 22、3 度ということで、温度もそれほど違いはないということがわかりました。それで、これは回答にはならないかと思えますが、大型解体室は法定作業場でございますので、PCB を直接取り扱う作業場となります。ダイオキシンの濃度は、28 年 11 月は 12pg、それ以外は 20pg が大体この測定結果となっています。やはり大型解体室は PCB が存在し、それにより、ダイオキシンは 20pg が大体この部屋の平均かなという相場感をもっています。

いずれにしても、29 年 5 月、29 年 11 月と比べまして、大きな変動というものは生じていませんでしたものですから、今回特に追加の測定ということは実施してはございません。少なくとも年 2 回測定してまいりまして、数値的な変化が出てくるようであれば、原因を調べて対策を進めていきたいと考えております。

○有門課長（大阪市）

よろしゅうございましょうか。

ほかにご質問等ございますでしょうか。

中地先生。

○中地外部有識者

今の件ですけど、17 ページの 1) 大型解体室及び小型解体室のところに 27 年 11 月に、これは粉じんが高くなっているんですけども、一旦清掃しているというので、28 年 1 月に再測定されているんですけども、このときの数字と同じぐらいなので、問題ないんですかというふうに質問したつもりだったんですけども。その辺、春と同じ、5 月と同じだから問題がないというふうに言っているのかなと。ちょっとダイオキシンの粉じん濃度が春と比べますと、0.5 が 3.6 ですから 7 倍ぐらいに上がっているわけなので、この辺どうお考えなのかということです。

以上です。

○有門課長（大阪市）

いかがでしょう。

○青木所長（JESCO）

先生、後ほど答えさせていただきますので、すいません。確かに0.5、3.6ですね。後半の最後にご回答させていただきたいと思います。申しわけございません。

○有門課長（大阪市）

すいません、そのようなことをごさいます。

ほかにご質問等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、すいません、進めさせていただきます。

後半の説明ということをお願いしたいと思います。資料1-1の19ページから、資料1-2、それから資料1-3をあわせて説明をお願いいたします。

○青木所長（JESCO）

それでは、資料1-1の後半部と、別の資料で、資料1-2、1-3がございますので、それにつきましてご報告させていただきます。

まず、19ページのヒヤリハット・キガカリの取り組み状況でございます。表-15がヒヤリハットとキガカリの平成18年からの提出件数でございます。そして、下の図がどんな内容のヒヤリハット・キガカリが出されているかというグラフでございます。平成29年度につきまして、12月末でヒヤリハットは54件、キガカリは200件でございます。

ヒヤリハット活動はいろんな評価ができるかと思いますが、私どもはとにかくこのヒヤリハット活動を継続的につなげるということを第一に考えております。継続的に進めることによって、作業員の環境安全意識、これを高いレベルで維持をしていくというために、このヒヤリハット・キガカリ活動を進めているところでございます。

そのためには、出されてきたヒヤリハット・キガカリは私どもがその対策を講じること。出されたヒヤリハットの対策を進めて、その内容を、出した方並びに職員の方にフィードバックをして、その内容を情報共有すること、これらのPDCAを回してヒヤリハット活動を推進しているところです。引き続き30年度以降、ヒヤリハット・キガカリの活動を推進してまいりたいと考えております。

ヒヤリハットは簡単ですがご報告は以上です。

次のページにめくっていただきまして、こちらもヒヤリハットの関係ですが、私どもの5事業所全部でヒヤリハットに出されたものにつきましても、リスクの見積もりを行おうというものです。そこで、ヒヤリハットであってもリスクが高いものは本社に報告し、本社から他の4事業所に水平展開を図るという活動をしています。それぞれ各5事業所が出されたヒヤリハットのリスクの見積もりをしております。そのリスクの見積もり方法が表-16、そしてその件数が表-17でございます。

表-17にリスクレベルⅣ、Ⅲ、Ⅱ、Ⅰでございます。私どもとしてリスクレベルが高いものはリスクレベルⅣ、Ⅲということになります。ⅢとⅣにつきましては本社に報告し

ます。大阪事業所につきましては4月から12月以降、特段リスクレベルの高いものはございませんでした。

続きまして、6番、PCB廃棄物処理施設改造・運用変更ということで、少しわかりにくい内容かと思えます。JESCO内にPCB廃棄物処理施設設備改造・運用変更管理規程というものがございます。これは施設内で設備改造や運轉變更を生ずる場合がございます。このような変更を各担当部署だけで決定するのではなくて、そのような場合は事業所全体でその変更内容を確認して、それを進めることで安全性はどうか、環境上問題ないのかというのを、事業所全体で確認するための規程でございます。

その変更内容を審議する場が環境安全評価(SA)委員会という名称で用いております。環境安全評価、セーフティアセスメントということで、JESCOの中ではSA委員会という名称で進めているところでございます。それらの案件名を監視部会でもご報告させていただくということで、平成29年度はこの3件、下半期につきましては、この表の3番目、VTR第2排気処理装置活性炭詰めかえバッチ数変更について審議しましたということをご報告させていただきます。

21ページにまいります。21ページは処理手間物・困難物になります。

処理手間物・困難物につきましては、前回の監視部会からご報告させていただきました。先生方から、やはり処理手間物・困難物とは、今後のPCB処理の重要な課題ということから、毎回の監視部会でもご報告を願いたいという助言をいただきました。今回も処理手間物・困難物につきまして、その進捗状況等につきましてご報告させていただきます。

処理手間物はやはりトランス、コンデンサ、廃PCB油類がございます。トランスにつきましては、2行目に記載してございますが、トランス処理手間物が14台ございまして、うち2台が処理済み、コンデンサが92台、84台処理済み、廃PCBが140本で25本処理済みとなっています。

最初のページがトランス類の、どんな種類の手間物かということに記載しています。トランスにつきましては14台存在がわかっておりまして、それぞれコンクリート詰め、ポリ塩化ナフタレン、PCNが含まれている整流器。あと、現地から外に出せない搬出不可物というものがございます。これはこのページで写真を掲載しています。右肩の写真というのが、100mぐらいの鉄塔がございまして、その鉄塔の中にトランスが設置されています。このトランスが下にエレベーターで出せない状況です。写真の左下、これはビルの地下6階に存在しているものでございます。これも同様に大き過ぎて外に出せないこととなります。これらの搬出不可なものを私どもの施設に持ってくるために、現地でクリーンハウス等を設けまして、排気も活性炭を通して、クリーンルームの中で抜油と解体をして、小さくしてエレベーターに積み込み、JESCOで処理をするという計画でございます。

その辺の状況につきましては、ページをめくっていただきまして、22ページの表-19というものがございます。処理手間物のトランス、この表の左欄に①から⑥がございます。③、④が先ほど申し上げた超大型物でございます。③が地下6階にあるトランスが2台

ございます。これらにつきましては、本年の1月から現地での計画準備をしまして、今年の5月末には全て JESCO 内に搬入されるという計画で、平成30年度の上半期には処理が完了します。

④番の高所設置、100m ぐらいの高さにあるものがございますが、これらにつきましては、昨年11月に私どもに搬入されてきて、先月1月に全て PCB も分解したということで、100m 設置ものにつきましては完全に処理が完了しました。まだ残っているものがございますので、この計画で示していますように、平成30年度を目指して処理手間物のトランスを処理する計画で進めております。

22 ページの真ん中が処理手間物のコンデンサでございます。コンデンサの大半が漏えいがないようにということで、周辺をコンクリートで固めたものがございます。この写真のようなものがございます。これらにつきましては現地でコンクリートを外してから JESCO で処理するというのが現実的に進められているところでございます。全部で92台の存在がわかっていますが、大半が処理が済んでいます。こちらにつきましても30年度の処理を目指しているところでございます。

23 ページに入ります。こちらは処理手間物の廃 PCB 油ということで、これは140本で、本数がございます。処理が完了しているものがございますが、どんなものが存在するかというのが表-21に記載してございます。具体的には、ドラム缶の中に PCB 油ということがわかっているんですが、PCB 以外にどんなものが含まれているのかというのがよくわからないものが存在しています。相当昔にドラム缶に封入されていて、そのことが書かれた書類や担当者も定年等で存在していないということで、中身がよくわからないものがございます。これらにつきましては、私どもが現地に出向きまして、分析をしまして、その測定結果を見て、どのような処理をしたらいいかということをお調べ処理を進めているところでございます。

そのような PCB 油の中で、低引火点物というものがございます。この表で申し上げますと灯油が入っていたり、トルエンが入っていたり、あと、低引火点という言葉で表現していることがございます。低引火点でございますので、燃えやすいものがございます。燃えやすいものを私どもの施設に搬入することはできませんので、これは現地でその低引火点物を抜油していただいて、低引火点物を取り除いたものを JESCO に搬入するという計画で進めております。

その低引火点物を抜油する装置を、右肩の写真で掲載してございます。昨年12月に JESCO で制作しまして、この製作したものを各事業者さんに貸し出すこととなります。現在は北九州地域でもってこの抜油装置の運転を進めております。北九州が終了してから、大阪地区は平成31年度からのこの抜油装置を使って低引火点物を処理する予定でございます。これらの処理不明油につきましては31年度をめどに処理を進めていく予定です。

以上が処理手間物です。

24 ページ、新年早々、1件労働災害を発生させてしまいました。本年の1月11日午前

11 時ごろ、西棟のポンプピット室で施設の解体撤去に向けた汚染状況を調べていた分析業者の作業員の方が、グレーチング通路から転落して右手首を複雑骨折したという休業災害を発生させてしまいました。申しわけございません。

これは文章を説明するよりも写真をごらんになっていただいたほうがよろしいかと思えます。右上の写真、これは再現写真ですが、作業員がグレーチング通路の上部からチェーンに体重をかけて下のほうをのぞき込んだという行動をしました。ただ、このチェーンが、左側の写真と真ん中の写真がごきますように、左のほうがちゃんととまっていませんでした。パイプに U ボルトがかけてあっただけで、チェーンに重心がかかると、その反動で左側とめ金が外れてしまったものです。そのために作業員が体勢を崩して下に転落をしてしまいました。幸いグレーチングの下に配管が通っていたのでその配管に手をつきまして、床下への転落は防げましたがその際に右手を複雑骨折してしまったものです。1 月に手術をしまして、現在、通院治療というところを進めております。

JESCO では、施設内の同様箇所がないかということを手帳展開しました。とめ金がしっかりしていなかったというところはなかったんですが、チェーン箇所等につきましては、状況によりパイプ、手すりすることで進めております。そして、職員にもこのようなトラブルを周知、教育をして、社内で教育等を進めたところがございます。今後も再発防止策を進めてまいり所存でございます。

25、26 ページでございます。25 ページは施設の見学者数です。昨年 12 月で 1 万 902 人ということで、昨年 12 月時点で平成 28 年度の大体人数になっているということで、ここ何年かはたくさんの方々のご視察をいただいております。視察をいただいた方には PCB の処理の必要性、施設の内容をちゃんと説明してまいりたいと考えております。

26 ページ、27 ページが緊急時訓練と教育状況です。

緊急時訓練につきましては、各月 1 回訓練をしております。班ごと、グループごとの訓練や、職員が全員参加した訓練を実施しております。昨年 11 月と 12 月では職員が全員参加して消防訓練と震災の訓練を実施しました。その辺を写真で掲載してございます。

27 ページが教育活動です。教育活動もこの写真で確認できますように、全職員の方を対象としまして、スクール方式で教育を実施しております。毎月、運転会社の職員や JESCO の職員が講師役を務めまして教育を実施していますが、昨年下半年は此花消防署さんからの署員と此花警察署さんの署員の方に先生役をお願いしまして講習を実施していただきました。このような活動を毎年実施してまいりたいと考えております。

以上が資料 1-1 でございます。

次に、資料 1-2 につきましてご報告させていただきます。表題が大阪 PCB 処理事業所の長期処理計画です。

計画的処理期限が 33 年度に迫っていますので、JESCO の処理がちゃんと 33 年度までに完了できるのか、その状況を毎年度ご報告させていただく必要があるということで、この長期処理計画を作成しています。今回は 2 回目のご報告になります。前回は 28 年 3 月末

時点の処理実績をもとに長期処理計画を立てたものをご報告させていただきまして、今回は 29 年 3 月末時点での処理実績をもとに長期処理計画を見直しました。昨年 10 月に全 5 事業所で長期処理計画を作成いたしました。その長期処理計画をこの資料でご報告させていただきます。

資料枚数は 3 枚ございますが、1 ページ目が長期処理計画、2 ページ目、3 ページ目が私どもの営業課の活動状況を記載しております。

1 ページ目が長期処理計画です。今後の処理対象台数がどれくらい存在しているのかをこのページに記載してございます。2 府 4 県内にある PCB がどれくらいなのか、あと、豊田事業所、北海道事業所から持ってくるトランス、コンデンサがどれだけあるのかというのもこのページに記載してございます。それぞれ大型トランス、小型トランス、コンデンサ、PP コンデンサ、車載トランスの台数が記載してまいります。当然、前回ご報告させていただいたときよりも台数は下回っております。

これらの残りの処理の台数を 33 年度までに処理をしていく計画なのかというのが、この 1 ページ目の一番下、表-1、大阪 PCB 処理事業所における長期処理計画となります。左欄にトランス、コンデンサの種別、右欄が年度計画でございます。トランス類につきましては小型トランス、コンデンサ類につきましては普通のコンデンサ、これらにつきましては 33 年度までの処理になります。大型のトランス、車載トランス、特殊コンデンサにつきましては、それ以前に処理が完了できるという計画です。

設備側の能力としましては、私どもに真空加熱分離、VTR というふうに表示していますが、この装置が 4 機ございますので、この 4 機の全機運転を前提に計画を策定しております。施設の能力上は 33 年度までに確実に処理ができるという計画でございます。この計画が全うできるよう、とにかく操業をとめないことで現場操業を進めているところでございます。

2 ページ以降が営業課の活動状況でございます。処理施設で処理能力がございまして、やはりものが搬入できませんと計画的処理期限は全うできませんので、営業課の活動についてもご報告させていただきます。

3 番、営業活動ということで、(1) 総ざらい活動、(2) 掘り起こし、総ざらい活動の概要、(3) が保管事業者の説明会の開催でございます。ここでは (2) の掘り起こし、総ざらいの概要につきまして簡単にご報告させていただきます。

掘り起こしというのは、もう皆さん、ご存じかと思うんですが、水面下に存在して、まだ表面には出ていないトランスやコンデンサを水面上に掘り起こすということが作業でございます。これは行政さんのほうで活動を進めていただいております。水面上に出てまいりましたトランス、コンデンサを私どもの職員が一件一件交渉しまして、契約につなげて、処理施設に搬入する。これを総ざらい活動として進めていることとございます。

その総ざらいの活動につきましては、平成 27 年度に和歌山県、28 年度に滋賀県、奈良県、今年度は 6 月から京都、大阪、そして今現在、兵庫県で総ざらい活動を進めています。

総ざらい活動を進めても、なかなか処理契約に結びつかない方がいらっしゃいます。そのような方々は、なぜ契約ができないのか、もし契約していただければ処理ができるならば、何年ごろを計画しているのかということ聞き出します。そして、その聞き出した情報を行政さんに報告しまして、行政さんの協力をいただきながら契約につなげる、このような総ざらい活動繰り返してまいります。また、地域ごとに営業課員を専任させ説明会を完了した場所ごとに直接の交渉を進めているところでございます。

2) は JESCO の活動というよりも行政さんの活動を紹介してございます。例えば参考例として、大阪府さんでは約 2 万 2,300 事業所の掘り起こしということで、アンケートとか、チラシとかポスターをつくって啓発活動を進めているところでございます。3) が経産省関係の活動の紹介でございます。

そして、(3) 番が事業者説明会ということで、今まで 1 巡目から 9 巡目まで説明会を行いました。このような説明会を繰り返し契約交渉進めているところでございます。

説明会の成果もございまして、新規登録者の推移を 3 ページの表-3 に記載してございます。3 つの表がございまして、上段が保管者、真ん中がトランス、一番下がコンデンサです。そこに平成 28 年度の計、29 年度の計を記載してございます。保管者数について申し上げますと、平成 28 年度計としまして 858 の事業者数の方々に登録をいただきました。29 年度は 886 社の方々に登録をいただきました。そのような事業者数とトランス、コンデンサの処理台数をこの表に記載してございます。

このように新規登録の方々の成果が見えていますので、これらの方々を加えた長期処理計画を見直す必要がございます。JESCO では平成 30 年度に入りまして、5 事業所で総ざらい活動を踏まえた長期処理計画を策定し監視部会でもご報告させていただきます。

次に、資料の 1-3 につきまして土井からご報告させていただきます。

○土井副所長（JESCO）

それでは、長期保全の取り組みについては土井のほうから説明させていただきます。

資料の 1-3 をごらんください。

資料のほうは 10 ページでございます。資料の構成は従来と同じものでございます。

まず、長期保全計画に基づく設備管理の目的。これは言わずもがな、安全に全ての廃棄物の処理を支障なく完了することでございますが、計画的処理完了期限である平成 33 年度末まで残すところわずか 4 年となっている中で、設備トラブルによって処理が滞るといことは許されない状況でございます。そういうことでございますので、設備管理の重要性というのがますます上がってきております。このため、この資料の 2 にございます保全方式、この保全方式の中でも、真空加熱分離装置ですとか、あるいは液処理の設備、こういった重要設備については、予防保全、トラブルを起こさないための保全に注力してトラブルの防止を図っているところでございます。

2 ページに行ってくださいまして、3 の長期保全の実施状況についてです。

(1) の主要設備の保全方針と対応状況については、資料の 3 ページ、4 ページの表-1 に VTR の設備を抜粋という形で表記しております。表-1 のほうは非常に細かい文字ですので、特にきょう、お伝えすることをこの 2 ページ目のところに記載しております。

前回のこの監視部会で VTR-D 号機、VTR は 4 機ございますが、そのうちの D 号機、これは廃粉末活性炭を処理する設備でございますが、塩酸腐食に対する長期保全対策として、運転管理上の改善、それから熱交換器のチューブバンドルの予備機の確保の計画についてご報告させていただきました。

8 行目の「前回の事業部会で」というところで、事業監視部会という「監視」がちょっと抜けておりました。大変失礼しました。

この D 号機の対策につきましては、中ほどにございますこの図、これは D 号機の設備でございますが、左のほうに VTR の加熱炉がございまして、ここで蒸発してきます PCB の蒸気、これを 3 つの熱交換器で冷却しながら熱媒に PCB を吸収していくという装置でございます。廃粉末活性炭を処理しますと、どうしても塩酸が発生します。その塩酸がステンレスの部材にクラックを生じるといふ応力腐食割れという腐食を生じさせます。この対策として予備機の確保、それから運転上の改善ということをするという計画を前回ご説明しました。

この絵にございますように、各熱交換器も予備機が納入され、あるいは予備機を新たに発注するという計画どおり行っておりまして、VTR-D 号機につきましては、昨年の 8 月から 9 月の定期検査時に必要な更新工事を終え、9 月末より稼働を開始しております。こういったことで、前回ご報告しました腐食対策については、一応計画どおり進んでおります。そういったことをここではご説明させていただきたいと思っております。

それから、(2) の長期保全計画の実施状況につきましては、5 ページ、6 ページの表-2、それ以降の資料に載せております。5 ページをごらんください。

5 ページ、6 ページ、これは表-2、これは各年度の VTR を例にとった長期保全の実施項目の星取表でございます。29 年度、これは計画の項目は全て実施完了、あるいは必要なかったものもありましたので、それは見送りという形になっております。それから、平成 30 年度につきましても、この丸でつけたところの保全を行っていくということでございます。この表の中の丸数字、丸で囲んだ数字は次の 7 ページからの資料の項目の番号でございます。

7 ページをごらんください。

7 ページの表-3、これは今年度の長期保全計画の主要項目でございます。この 2 月に小点検を行いまして、その点検中ではほぼ全ての予定していた工事は完了いたしました。この中で 1 点、更新計画の⑤番、VTR-D 号機の第 1 オイルクーラーの更新、これは予定しておりましたが、6 月に非破壊検査で検査したところ、チューブは健全であったために、更新計画は見送っております。それから、経年劣化対策の 19 番、それから 23 番、平成 30 年 2 月に予定と書いておりましたが、ちょうど今回の小点検で完了したばかりのところ

ございます。ということで予定の工事は完了したということでございます。

それから、表-4、次の8ページをごらんください。

これは来年度の長期保全計画の主要項目でございます。更新計画が11件、経年劣化対策が9件でございます。ずっとVTR-D号機のことを申しておりますけども、各熱交換器についても検査を行って、必要であれば、もう既に用意しています予備のチューブバンドルに更新するというので、一応計画は入れておりますが、これは点検結果によっては更新不要となる可能性もございます。

それから、次の9ページ、10ページ、これは西棟と東棟ごとに29年度の実施項目と30年度の実施予定の項目をフロー図の中にプロットしたものでございます。

図-1の西棟につきましては、真空加熱分離装置のところやはり重点的な保全を行っているということで項目が増えております。そのほかには洗浄設備、それから下にございます蒸留分離施設、こういったところが主要な実施箇所になっております。

それから、最後に10ページの図-2、東棟でございます。東棟では回収されたPCBを化学処理によって無害化をしております。やはり一番重要なところは分解施設でございます。項目数も自然と多くなっております。

一応こういうことで、もう残された期間が短くなっておりますので、設備トラブルで処理が滞るといったことがないように万全を尽くして取り組んでいるところでございます。

以上です。

○有門課長（大阪市）

ありがとうございました。

ただいまのJESCOからの説明、それから前半部分も含めまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

杉本先生。

○杉本外部有識者

杉本です。

期限が限定される中で安全性に配慮するという大変な状況だと思うんですけども、2点、それに関連して教えてください。

1つ目は、今回、事故というか、トラブルがありましたよね。このことに関してヒヤリハットの中で以前出てきたことがなかったのか、そういうことが生かされたのかどうか。もう1つ、ヒヤリハットの後ろのところリスクの見積もりというのが出ているんですが、これは29年度から始まったものなのか。前年と比較して何かあるかということが1つ目です。

もう1つが、その下にあるSA委員会、環境安全評価委員会なんですが、どんな方で構成されているのか、委員会メンバーを教えてください。

以上です。

○有門課長（大阪市）

よろしいですか。お願いします。

○青木所長（JESCO）

まず、労働災害に関係するヒヤリハットの中身でございますが、チェーンのところのヒヤリハットというのは出ていませんでした。これは反省点かもしれません。

次に、リスクの見積もりにつきましては、平成28年度から実施をさせていただきました。昨年度は重大インシデントが1件ありましたが、今年度は重大なものはございません。

SA委員会の評価メンバーは事業所の職員を基本としています。JESCOの職員と運転会社で、内容によりまして設計をしたプラントメーカーさんを参加させ実施する場合がございます。

以上でございます。

○有門課長（大阪市）

よろしゅうございましょうか。

ほかにご質問等ございましたら、お願いいたします。

中地先生。

○中地外部有識者

2点ありますが、21ページの処理手間物・困難物のことで、ビルの地下6階とか、あるいは鉄塔の、建物の100mぐらい上で、現地で抜油をしているというお話だったんですけども、作業はJESCOのほうから作業員を派遣しているのかどうかということと、それとクリーンルームを設置して抜油をしているということなので、どんな形でクリーンルームでやっているのか、その作業風景を、次回で結構ですので、私たちの勉強のためにも、こんな形でやっているというのを教えてください。写真で示していただければいいかなと思います。

それで、クリーンルームで環境に汚染がないということを確認するような、例えば地下の設置物については、この1月から5月まで結構長期間作業をされることなので、作業環境測定の実施とか、あるいは周辺環境に汚染をしていないことを確認するような環境モニタリングみたいなことは計画をされているのかどうかみたいなことを教えてくださいというのが1点です。

あとは、2点目は細かな話で申しわけないんですが、23ページの表-21の見方で、新規というので青い網かけがありますけれども、これは今年度から調査をして来年度処理

を完了するという意味でいうと、網かけの色は、青いのは調査着手年度のところに青で網かけされたほうがわかりやすいかなと思います。

以上です。

○有門課長（大阪市）

お願いいたします。

○青木所長（JESCO）

現地の作業風景につきましては、次回、写真でご報告させていただきます。

現場抜油・解体の作業者は JESCO を主体にチームをつくります。産業廃棄物の処理を進めている公益財団がごございますので、財団のスタッフを監督していただきます。その財団の下にトランスメーカーとか、各プラントメーカーから専門スタッフを配置させ現地で作業をしているという状況です。

作業環境濃度、安全確認につきましては、作業をする前に作業安全計画書というのを作成していただきまして、それを私どもで確認してから作業を開始させていただきます。次回、写真を交えてご報告させていただきたいと思います。

○有門課長（大阪市）

JESCO さん、何か補足説明ありますか、特にないですか。

○青木所長（JESCO）

先ほど、中地先生からご質問のあった作業環境のダイオキシン濃度につきまして、ちょっと私のところの担当者からご説明を。

○中村（JESCO）

それでは、16 ページ、中地先生、ご質問があった件で、大型解体のところを見ていただきますと、括弧に書いてあるのが確かに粉じんなんです。実はダイオキシンというのは4時間吸引するんですね。この解体作業、4時間で終わってしまう場合もありますし、できるだけその作業に合わせて測定をやるんです。それが大型であれば長い作業を行っているわけですね。ちょうどそこに当たるんですが、早く終わってしまうということもありますので、この粉じんの量は、要は作業密度、2時間ぐらいわ一つといるときはすごく出てしまって、その後は粉じんは下がるということになるかと思っています。

その4時間の中でどれだけの密度があったかというのは、この粉じんの量で大体わかるかと思うんですが、測定時間と、私どもの解体の作業と全く一致させられるかというたら、そういう時間のずれがちょっと出てしまうということがあります。そのために粉じん量というのが高かったり低かったりします。それに伴ってダイオキシン、この場合はコ

プラナーPCBになりますので、先生は専門ですから、実測値に等価係数を掛けて、その値が出てくるということになるんですが、必ずしも粉じんが高いからといって、ちょうど大型解体の一番右の27年11月の実施のときに、ちょっと0.01を超えたというところを見ていただきますと、そのときに粉じんが12ということなんですが、そのときのダイオキシンのTEQは28なんです、一致しないですね。

この辺も我々、非常に不思議なところもあるんですが、最終的に等価係数を掛けたときの値と、その粉じん量が全く一致するかといいますと、実測ではかった値はこういうふうに出るということしかちょっとわかっていないんですね。当然、基準を超えてきますと、我々は定期検査のときにかなりの清掃はやります。右のほうにも文章を書いていますとおり、清掃を徹底的にやるんです。そうであって、なおかつ、ちょっと回答としては適切かどうかわかりませんが、4時間の間の作業状況と、測定時間とが一致しているか、一致していないかによって値がちょっと、粉じんの量が変わっているという、こういうことなんです。

○有門課長（大阪市）

よろしゅうございますか。

中地先生、いかがですか。

○中村（JESCO）

例えば、小型解体を見ていただきますと、28年11月を見ますと、粉じんは1.7ですけどTEQであらわしますと7.0ということになるんですが、その隣の29年5月、温度も関係するかもわかりませんが、0.2の粉じんに対して9.6ということなんです。これはきっと有意差はあろうかと思っているんですけど。作業中のダイオキシンの測定というのが非常に難しいなというのが事実ですね。

○中地外部有識者

この粉じんは総粉じんの量、上が粉じんプラスガスと書いてあるから、私は下の粉じんというのはこの粉じんプラスガスの内訳の粉じんというふうに見てしまったので。そうじゃなくて、いわゆるA測定するために、係数を、定値というのを出すためにはかったやつというお話なんですか。

○中村（JESCO）

そうですね。最終的にはTEQで出しているということですからね。

○中地外部有識者

それはわかりますけれども。そうですね、わかりました。ちょっとまた少し勉強させて

もらいます。

○有門課長（大阪市）

すいません、次へ行かせていただきます。

ほかにご質問等ございますか。

すいません、ないようでしたら、最後にまた質問の時間もとらせていただきますので、またよろしく願いいたします。

議事を進めさせていただきます。議題の2番でございます。環境モニタリング調査ということで大阪市も環境モニタリングをしてございますので、その結果をご報告させていただきます。お願いいたします。

○谷野課長代理（大阪市）

大阪市環境局の産業廃棄物規制担当課長代理をしております谷野です。座ったまま失礼ですけども説明させていただきます。

資料2の平成29年度環境モニタリング調査についてということで、こちらは調査の目的としましては、JESCO大阪のPCB廃棄物の処理施設の稼働に伴います周辺環境への影響を把握することを目的としまして、大阪市として毎年、年2回春と冬に調査をしております。今回、平成29年12月に実施しました冬季の調査について結果が出ましたのでご報告をさせていただきます。

まず、調査地点につきましては、前回同様、JESCO大阪の事業所と桜島の地点の2地点で調査をしております。

測定項目につきましては真ん中のほうに書いておりますけど、PCBとダイオキシン、ベンゼン等の物質について調査をしております。

調査結果につきましては一番下、3番のところにお示ししておりますとおり、例えばPCBにつきましては0.47ngですとか0.46ngということで、右端に書いております環境基準値等と比較しまして、非常に小さい値となっております。

次のページ、めくっていただきまして、2ページ、3ページにそれぞれの地点での経年変化ということで、こちらがJESCO大阪事業所の操業開始前の平成17年度からの測定結果の経年変化についてお示しをしております。

最後のページ、こちらダイオキシンの測定結果についてグラフ化したものでございまして、こちらをごらんいただいておりますとおり、JESCOの操業開始前と比較しましても、数字が上がっているという状況にはなっておりません。また、大阪市内平均、この三角のところですけども、市内平均と比較しましても同等程度で推移しているということで、以上の結果をもちまして、JESCO大阪の施設の稼働に伴う周辺環境への影響はほとんどないと考えております。

以上でございます。

○有門課長（大阪市）

ただいまの大阪市からの報告ですが、何かご質問等ございましたら、お願いいたします。特によろしゅうございましょうか。

恐れ入りますが、次に進ませていただきます。議題の3でございます。今回環境省様から資料を頂戴してございます。資料の3-1、3-2、3-3ということでございますので、説明のほうを環境省様からお願いしたいと思っております。お願いいたします。

○今井課長補佐（環境省）

失礼いたします。環境省の廃棄物規制課の今井と申します。私のほうから国の取り組みということで、ご説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

冒頭、企画官の奥山のほうからもご挨拶申し上げましたけれども、現在環境省のほうの国の取り組みということで、まさにちょっとこの地域の取り組みとは若干離れてしまうように見えるかもしれませんけれども、来月末ということで、一番最初の期限を北九州市の事業エリアが先んじて迎えると、この変圧器・コンデンサに關しまして迎えるということでございます。

そういう中で、国のほうとしては当然ながら各地域の取り組みを順に進めていくという観点から、この地域の取り組みに若干重点を置いたような形で取り組みを進めているように見える形になろうかと思っております。これは若干、大変恐縮ながら仕方のない部分があると思っていて、ここに関してしっかりやっていくということ、どういうことを今やっているかということ、きょう、ちょっとご説明をさせていただいた上で、いずれどの地域も同様にそういう形で期限を迎えるということでございますので、こういう取り組みをしっかりと北九州事業エリアで取り組んだ上で、それを検証し、それを横に展開していくという観点で、我々としても順に取り組んでいきたいと思っております。そういう観点で、少しきょうの私のご説明をさせていただければと思っております。

資料3-1でございます。PCB 廃棄物の早期処理に係る国の取り組みということで、青い表紙の紙がございます。

最初のページでございますが、周知・広報の取り組みというところから、最初にご紹介をさせていただきます。

今年度以降の取り組みを主にご説明をしておりますが、政府として環境省だけではなく、さまざまな団体の方々がいらっしゃいます。各自治体の方々から個別の事業者さんに直接届け出等アプローチをしていただくということとともに、業界団体、無数にございますので、そういうところでこういうものを持っていそうなところに、全国団体から各地方団体に向けて文書を発送していただくという取り組みを進めております。昨年10月の秋の段階で各省庁の取り組みをまとめたものとして、1,000団体以上に周知をすると

というようなものを進めているところで、今も順次こういうところを追加でやったほうがいいんじゃないかという声があった場合には、そこを追加でやるなどの取り組みを各省市と連携して進めているところでございます。

それから、チラシやポスターの配付でございます。大阪市さんのほうからも独自でつくっていただいて、私、個人的にあのチラシ、非常にインパクトがあって大変好きなんですけれども、環境省のほうも一般的な内容として、全国版なり、各地域版ということで、チラシ・ポスターをつくらせていただきまして配付をさせていただいております。こういったものもどこかで目にして、こういうものがあるんだということを知っていただくという機会にしていきたいと思っているところでございます。ご好評いただいている、このパンフレットとかチラシとかは増刷を今する方向で調整をさせていただいているところでございます。

それから、環境省のほうで、今インターネットということでございますので、早期処理情報サイトということで、PCBに関する情報を一元的にまとめたサイトをつくっております。そういったところに情報をまとめて、期限や処分の手続などをわかるようにお示しをしているところでございます。

それから、これは昨年やらせていただいたんですが、全国紙、業界紙、地方紙に全面広告でPCBの問題について広告を打たせていただいたというものもございます。あと、テレビ、ラジオにおける周知ですとか、テレビでは政府広報、そういった枠を活用してやらせていただいたりとか、あと、事業者向けの説明会を各地で進めさせていただいたというような取り組みをしております。

今後の取り組み予定というところで下の四角がでございます。実はこれ、今後というよりは、ほとんど今まさにやっているということでございます。ウェブ上の広告媒体を用いて全国的な情報発信というのは今やっておりますほか、2番目のところでテレビCMを実はやらせていただいております。ただ、ちょっと大変恐縮ながら、これはもう位置づけとしてほんとうに最後のお知らせですという形でやらせていただいている、北九州事業エリアに限定をして、テレビ局でCMを流させていただいていると。今、2月23日から約1カ月程度ということで、ほんとうに最後のお知らせをしております。

もしごらんいただくことがあれば、環境省の早期処理のホームページのほうにそのCMを載せさせていただいております、ユーチューブなんかでもそういうのはごらんいただけるようになっていまして、今やっていますのは、ご紹介ですけども、各県ごとに県の窓口を、電話番号を書いて、最後にそれが表示されると。ぱっと見て、それをぱっと電話できるというような形のCMを流させていただいているところでございます。チラシ、パンフレットに関してもご好評いただいておりますので、増刷を今、調整を進めているところでございます。

おめくりいただきまして、次、率先実行の取り組みというところでございます。

平成28年8月に法律の改正が施行されまして、新しいPCB特別措置法になったんです

けれども、その中で PCB 廃棄物処理基本計画というのが閣議決定と、もともと環境大臣の決定だったんですが閣議決定になりました。これはあくまでも政府部内の話なので、皆さんに直接あまり関係のある話ではないんですが、1点変わったこととして、各省庁が自分で持っているものに関してきちんと取り組みを進めるということが、政府全体の決定の中に入ったということでございます。それらの閣議決定に基づきまして、各省庁が自分のところのものを処理していくという実行計画を作成しています。これにつきまして、その各省庁が計画をつくって、自分たちはどのぐらいのものを持っていて、いつまでに処理していくんだということを計画を立てて、公表をさせていただいているという状況でございます。

この流れの中で関係省庁が連携をする枠組みができておりまして、昨年9月には北九州事業エリアの変圧器・コンデンサ、これにつきましては最終的な確認を終了しているというような形で政府全体の取りまとめをして公表をさせていただいたところでございます。

こういった取り組み、同じような形でほんとうに全地域、順次、一々やっていくかどうかということはまだ決まっておりませんが、そういう形で各省庁も緊張感を持って、自分のところの施設は、きっちりまずは手元としてやるということは最低限のこととしてやっていくということを話しているところでございます。

今後の方針のところ、変圧器・コンデンサはこういう形でやらせていただいておりますが、安定器や汚染物につきましても、いろいろ調査方法等の検証を進めながら進めていくということを考えているところでございます。

次に、その下の3ページのところでございます。先ほどから少しお話があったところもありますけれども、地方環境事務所を環境省は全国に置いておりまして、この地域におきましてはこの大阪に置いておりますけれども、こちらに PCB の専任の職員を配置しております。今年度から配置をしております。これまでいなかったのかということで、お叱りを受けるかもしれませんが、環境省としましては期限をしっかりと守っていくという観点で、今回専任の職員を置かせていただいたというところでございます。

大変恐縮ながら、近畿のこの事務所、今年から1名ということで、来年度の増員はちょっと残念ながらかなわなかったということではございますが、今ごらんいただいてわかりますように、西のほうの地域から順次力を入れて進めていき、やっていくということを考えて政府内でも調整を進めているところでございます。

具体的には、どういうことをやるのかということでございますが、その文章では通り一遍に書かせていただいておりますが、まさに自治体の皆さん、それから JESCO の各担当の皆様、それから実はこの使用中の機器に関しましては、経済産業省の産業保安監督部という機関が担当しておりますので、そういった複数の方々の取り組みをしっかりと結んでいくと、つないでいくと、連携した有機的な動きにしていくという形の取り組みを事務所のほうで媒介になってやらせていただくということを、おおむねやっております。

実際、処理困難な事業者さんとか、そういうことも、期限のぎりぎりでございますので発生している面はございまして、まさに手を取り合って三者連携を進めていくところを事務局が率先してやらせていただいているというような状況でございます。

次のページからは、4ページ以降は、環境省の予算のご説明でございますので、ちょっとかいつまんで、どんなことをやっているかだけ、ご説明をさせていただきます。

4ページとありますその予算案の概要というところは、全体の概要でございますので、ちょっと飛ばさせていただいて、次の紙からちょっとご説明します。ちょっと字が細かいので大変恐縮でございますが、概要だけです。ご説明しますと、PCB 廃棄物適正処理対策推進事業ということで、これは毎年やらせていただいているところで、いわゆる我々でいうところの政策経費と言っていますが、いろいろな自治体さんの支援ですとか、専門的な検討ですとか、そういったことをいろいろやらせていただく、ふだんの政策立案をやらせていただく予算でございます。

これの中で、今年度からやらせていただいているもの、来年度さらに拡充をしていこうと思っているものとして、専門家派遣というものがございます。これはちょっと別途で、別の紙で詳細をご説明したいと思っておりますが、簡単に申しますと、自治体さんが掘り起こし調査なりを進めていただくに当たって、機器の見分け方とか、そういう専門的な知見でのアドバイスが欲しい場合に、専門家を派遣して支援をするですとか、もしくはその事業者さんからに対していろいろ掘り起こし調査、アンケートを進めていただく際に、電話相談すると。こういう機器があるんだけど、どうしようかというような事業者さんからの相談を受け付ける電話窓口をつくったり、そういう形で側面支援をするというような事業をやらせていただいております。

おめくりいただいて、次のページでございます。

PCB 廃棄物対策推進費補助金ということでございます。これは端的に申し上げますと、中小企業の方々に JESCO の処理費用が高額でなかなか払えないという方がいらっしゃいますので、7割の補助をしております。その基金を自治体の皆さんと一緒に積み立てさせていただいております。それに関して毎年積み立てをさせていただいているというものでございます。来年度になりますと、実は北九州の事業エリアでは改善命令という命令がかかりまして、その後それに応じていただけない方に関しては、行政代執行という形で、行政がかわりに PCB 廃棄物を処分するということが起こります。これはもう確実に何件か想定されているものがありまして、そういう形になろうということでございますけれども、そういった形の費用について、実際、保管事業者さんには求償という形で徴収するんですけれども、それがどうしても回収できないような場合には、こういうところの基金から、また別の基金も設けまして、支援をするというようなこともやっております。そういう形のさまざまなお金をプールしておくというような事業をしております。

次の PCB 廃棄物処理施設整備事業というのは、これはまさに JESCO のほうの、安全かつ確実に処理をしていくための施設整備に関して国のほうで補助をしている事業でござ

います。

ちょっと済みません、早足で恐縮ですが、そのさらに次に行きまして、廃棄物処理施設の PCB 除去・原状回復事業費というのがございます。こちらは、先ほどの予算は JESC の今操業している施設の整備の補助でございましたが、いずれ来る解体撤去に向けまして順次お金を積み立てているという状況がございます。そのお金を今のうちからためておくというような形で国のほうから予算措置をさせていただいているものでございます。

その下でございます。設備の高効率化改修支援事業と、済みません、ちょっとこれ、わかりにくいんですけども、実は PCB に関係しておりますのは右下の 2 ポツでございまして、PCB 使用照明器具の LED 化による CO2 削減推進事業というのがございます。これは蛍光灯の安定器に関しまして、環境省のほうで温室効果ガスの削減、温暖化対策ということでも LED 化の推進というのをやっておりますので、古い照明器具などで PCB を含有しているものを使われているような場合に、それを LED にかえるというのに関して、事業費の 2 分の 1 の補助をするというような形で、PCB 廃棄物の早期処理とともに、LED 化も促進をするというような事業をやらせていただいております。これは本年度からやらせていただいております、来年度も継続してやらせていただくということを考えているところでございます。

最後、おめくりいただきまして 10 ページでございますけれども、これも中小企業の皆さんの支援の形で、これは低利融資という形で、政策系の金融公庫から低利の融資で PCB の廃棄物に関して、処分費用ですとか、収集運搬の費用、それから保管に係る費用、こういったもの全般に関して低利で融資をするということでございます。これは JESCO で処理している高濃度の廃棄物だけでなく、低濃度のものも全体を含めまして、対象として支援をしているというような枠組みがございます。

すいません、早足で恐縮でございますが、資料 3-2 というのもございます。こちらでは先ほど申し上げました PCB 廃棄物等の掘り起こし調査の効率化・加速化支援事業ということで、専門家派遣事業なんてこちらのほうで申し上げているものでございます。実際どういう形でやらせていただいているかということ、今の段階で実施状況としてまとめさせていただいたものが、こちらの紙でございます。

中身といたしまして、1 ポツの中で順次ご説明をしておりますが、(1) が PCB 全般に関する相談窓口の設置による支援ということでございます。日常の問い合わせの一般的な窓口をつくりまして、自治体の関係者の方ですとか、一般事業者からの相談を受け付けさせていただいております。これは基本的には手挙げ方式で、これを活用したいと言われた自治体さんがこれを申し込んでいただいて、その自治体さんのホームページなんかで電話番号を書いていただいて、そこからいろんな方がそれを見て電話をされると。なかなか変圧器・コンデンサに関して銘板情報を見たんですが高濃度かどうかわからないとか、そういった類似のご相談を含めて、収集運搬をどうしたらいいんだろうかと、そういう話、ある意味自治体さんに成りかわって、専門家なり、知見のある社からお答えをするという

形でやらせていただいている状況でございます。実績に関しては、そこにありますとおりでございます。

(2) は掘り起こし調査における問い合わせ窓口で、アンケートをやっていただきますので、これは掘り起こし調査ということで、そこに連絡先を書いていただいて、ご不明点はこちらに聞いてくださいと、技術的な電話はこちらに聞いてくださいという形で窓口をつくるということをやっております。

(3) でございますが、現地調査や立入検査に関する支援ということでございます。特に見分け方が難しいとか、そういうものが機器によってはございますので、実際自治体さんが事業者さんのところに立ち入りをされる場合に同行するというような形の支援をやらせていただいているところでございます。裏のほうで実施の状況はそこに書いてあるとおりでございまして、各地活用いただいているという状況でございます。

(4) でございますが、これは特に安定器なんかが多いんですけども、自治体担当者さんのほうで、要は学校施設なり、各自治体さんもみずから持っているものがあるというところで、そういう庁内の説明会をされたりすることがあるんですけども、そういったところに対して、こういうものがあるんですよという、こういう見分け方をするんですよと、天井を一回あけてみて、こういうふうに、この中に入っているんですよと実践してみたり、そういう説明会をやっていまして、そういったところを支援させていただいているものでございます。

(5) は、その事業者向け版ということで、事業者向けの説明会を自治体さんがやられるような場合に、こういう形で機器を見分けますというようなことを専門家のほうからご説明するという形の支援をさせていただいています。

一番下、2ポツのところを書いてございますが、来年度もこの事業をさらに拡充して実施する予定でございますので、自治体の皆様からちょっと意見を伺いながら、どういうメニューが必要かということを引き続きやっていきたいと考えているところでございます。

すいません、駆け足で恐縮でございます。資料3-3でございます。

これはほんとうにご紹介だけでございますが、こちらの地域の直接の話ではないかもしれませんが、今、北九州のほうで処理をしております安定器に関しまして、まさにその掘り起こし調査が本格化しつつあるという状況でございます。環境省としましても、その調査手法等につきましては、かなり変圧器・コンデンサと異なる部分が大きいと考えておりますので、環境省の予算でモデル調査ということをさせていただいております。どういう情報源を用いて掘り起こし調査をするのかですとか、その調査対象の絞り込みをどういうふうにしたらいいのか、データの精査をどうしたほうがいいのかということ、いろいろそれぞれテーマを置きまして事業をさせていただいているところでございます。

今年度末までに結果をまとめまして、そこから得られた知見をさらに各自治体に共有をしていくというような取り組みをさせていただいているところでございます。

駆け足で恐縮でございましたが、私からの説明は以上とさせていただきます。ありがとうございます。

○有門課長（大阪市）

どうもありがとうございます。

ただいまの環境省様からの説明等でございますけれども、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

上野先生。

○上野外部有識者

最後の資料の 3-3 の PCB 使用安定器の調査なんですけど、もしこれでかなり PCB 使用の安定器が調査として出てきたときに、その後どこで処理をします。例えば、北九州では処理の期限が来ているので、それは全国的に行うのか、それともどういうふうにするのでしょうか。

○今井課長補佐（環境省）

もしご存じだったら、すいません、恐縮なんですけど、前提ですが、安定器と汚染物はまた期限がちよっと異なっておりまして、北九州市のほうで全体をやっていますので、もう少し、とは言え、あまり時間はありませんが、同様の期限、要は大阪の全体の期限と同じというふうにご理解いただければと思います。なので、そこに向けてやっていくということでございます。ただ、ご指摘のとおり、そんなに時間があるわけではありませんので、なかなかゆっくりと調査票をしっかりと見きわめてからというわけにはいきませんので、大変恐縮ながら各自治体の皆様には、今調査を同時並行で進めていただいているところもありつつ、環境省としてさらに効率的な方法はないかというのを同時並行で検討もしているというような状況でございます。

○有門課長（大阪市）

よろしゅうございましょうか。

ほかに何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございましょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

全体で何か JESCO からの説明、また大阪市の報告等々に対しまして何かご質問等ございましたらお受けいたしますが、ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。どうもありがとうございました。

ご用意しました議題等は以上でございます。つつがない議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。

それでは、司会のほうにマイクを返してまいります。よろしくをお願いいたします。

○棚橋係長（司会）

皆様方には、長時間の会議、ご意見いただきまして、ありがとうございました。

なお、次回の部会の開催に関しましては、関係者の皆様方と調整の上、決めていきたいと思えます。

それでは、本日の部会はこれにて終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。